

平成 25 年第 17 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第17回教育委員会会議

1 日 時 平成25年 9 月12日（木） 13時30分～14時45分

2 場 所 S T V北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
財務係長	山 形	博
財務担当係長	田 村	圭 史
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
計画課長	佐 藤	敬 宏
計画係長	永 澤	美 樹
計画係員	高 橋	健 吾
学校教育部長	金 山	正 彦
教職員課長	油 屋	誠
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	松 本	崇 弘
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	涉

4 傍聴者 4 名

5 議 題

議案第 1 号 札幌市立小学校の通学区域の変更について
議案第 2 号 平成24年度教育費決算に係る意見について
議案第 3 号 教職員に対する懲戒処分について
議案第 4 号 教職員に対する懲戒処分について
議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 では、ただいまから、平成25年第17回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、池田光司委員と池田官司委員にお願いいたします。

それから、臼井博委員から、所用により、本日の会議を欠席される旨のご連絡がございました。

ところで、本日の議案第2号につきましては、議会の議案についての意見の申出に関する事項、また、議案第3号から第5号までについては、職員の人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第4号及び第2号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号から第5号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市立小学校の通学区域の変更について

○山中委員長 では、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の渡邊でございます。

議案第 1 号 札幌市立小学校の通学区域の変更についてご説明いたします。

本議案は、清田区里塚緑ヶ丘 6 丁目における街区変更等に伴いまして、三里塚小学校及び平岡公園小学校の通学区域を変更するものでございます。

通学区域の変更に当たりましては、去る 7 月 13 日の教育委員会会議におきまして、その委員の委嘱・任命をご審議いただきました札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会の答申をもとに、教育委員会会議において決定いただくことを通例としておりますが、本議案の通学区域の変更案につきましては、街区の変更に伴うものであること、当該地域には三里塚小学校及び平岡公園小学校の両校を選択できる指定変更区域の設定を行っていること、現在はまだ居住者がいない状況であること、以上のことから、地域住民に与える影響がないため、通学区域審議会への諮問は行わず、教育委員会会議に付議し、決定いただくこととさせていただきます。

なお、関係する学校及び町内会に対しまして、通学区域の変更案を説明したところ、特に意見はなく、理解を得られておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、議案に添付いたしました区域図と別にお配りしました住居表示台帳見取図をご参照いただきながら説明させていただきます。

資料 1 ページの区域図に、当該地域周辺の小・中学校の位置、そして、通学区域をお示ししてございます。

地図に黄色で色づけされている箇所が街区の変更が行われた地域でありまして、現在、三里塚小学校と平岡公園小学校の通学区域となっております。この街区変更の内容ですが、別にお配りしました住居表示台帳見取図をご覧ください。

上が変更前、下が変更後となりますが、今回の通学区域変更に係るところは、マーカーでお示した地番 4 のところで、この図では、南側に少し拡大した形に変更になっています。

この変更が行われた地域について通学区域等を重ね合わせた地図が、資料の 2 ページにお示ししているものです。資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

紫色の線で囲われている箇所は、宅地造成に伴い、これから入居が開始され

る地域で、現在はまだ居住者がいない状況でございます。また、緑色の線で囲われている箇所は、三里塚小学校と平岡公園小学校を選択できる指定変更区域の設定箇所となっております。こちらは、町内会の要望によりまして、平成25年度から設定をしており、どちらの学校を選択するか、その動向について確認することとしております。

そこで、通学区域の変更案でございますが、赤線が、三里塚小学校と平岡公園小学校の通学区域の境界線です。現在の状況は、上段の変更前のおり、里塚緑ヶ丘6丁目4番が拡大したことにより、街区を分断する状況となっております。この状況を改善するために、下段の変更後のおり、通学区域の境界線を、現在、入居者がいる地域といない地域の境界に合わせるように変更するとともに、この4番につきましても指定変更区域を設定するものであります。これにより、未入居地域と指定変更区域が一致することとなります。

以上が通学区域の変更案の内容ですが、施行年月日につきましては、当該地域の入居可能時点にあわせまして、平成25年10月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問あるいはご意見はございますか。

○池田（光）委員 今回もそうですけれども、人口の変動によって、これからもっと学校区域の変更が起こり得るのかどうか、変更されていくであろう全体像を検討する必要があるか、その一つとしてこれなのか、あるいは、これだけで十分なのか、お聞きしたいと思います。

○学校施設担当部長 今回は、宅地造成に伴い変更しております。通常は、通学区域は転校の問題などいろいろ出てきますので、基本的には、地域の要望にもよりますけれども、現状維持をしていく形になると思っております。

○山中委員長 大規模開発がないと、こういう問題はあまり起きないですね。

○学校施設担当部長 そうです。

○山中委員長 ある程度規模の大きい住宅団地ができる場合に起き得る問題ですか。

○**学校施設担当部長** そこに人口が急に流入して児童が増える場合におきましても、可能であれば学校で増築を行って、そこに通学してもらおうというのがこれまで行われてきたところです。

万が一、増築で対応できないことになれば、通学区域の変更も当然考えなければなりません、基本は今説明したとおりであります。

○**山中委員長** こういう民間の住宅団地の開発という関係は、市の教育委員会としてそれを見越して将来的な展望をつくることは難しいですか。

○**学校施設担当部長** 入学児童の推計は、5年先を見据えて推計しておりますけれども、こういう開発やマンションの建設の要因については、拾えるだけ拾って推計を出しております。

○**山中委員長** ほかにいかがですか。

○**池田（官）委員** 今回の通学区域の変更と直接関係ないのですが、平岡公園小学校と三里塚小学校の通学区域の境界を見ますと、平岡公園小学校の通学区域が三里塚小学校のそれに細く入り込んでいるというか、逆に、三里塚小学校が入り込んでいるといいますか、いわゆる入れ子のような形になっている部分があります。ここは、こういう形になった経緯がもしありましたらお願いします。

○**学校施設担当部長** これまでの間、この地域のあたりはずっと指定変更区域にしておりまして、それぞれの学校への距離が比較的中間に属するものですから、それで、児童の通学の状況を確認していきまして、平岡公園小学校が適当だということで、徐々に広げてきた経過がございます。したがって、今回の指定変更区域で緑色のところを行っておりますが、ここもしばらく状況を見て、また、判断していくことになろうかと思っております。

○**山中委員長** 10月1日から入居可能になると言っていましたけれども、それは、未入居の開発が進んで10月1日から入居が始まるわけですか。

○**学校施設担当部長** 実際に10月1日に始まるかどうかわかりませんが、今も何棟か家が建っております、秋以降、徐々に入居者が入ってくるかと思っております。

○山中委員長 就学児童はいますか。

○学校施設担当部長 そこまでは把握しておりません。

○山中委員長 ほかにいかがですか。
特にご意見、ご質問はございませんか。

○池田（光）委員 宅地造成されたということですが、子どもがいるような世代が入る状況なのかどうか、あるいは、人数の枠によっては学校の規模がどうかといった検証はどうされているのですか。

○学校施設担当部長 児童数の推計は、どのくらい入居するかという状況は見込めない部分がありますけれども、一応、推計は出しております。

○池田（光）委員 これは、大体どのくらい分譲されるものですか

○学校施設担当部長 全部で173区画です。

○池田（光）委員 そうすると、例えば子どもが増えても100名という単位になりますか。

○学校施設担当部長 全てに通学児童がいると、その世帯の子どもの数によって影響されますけれども、そういうことになると思います。

○町田委員 都心部に高層マンションが建つ場合には、数字が読めない部分ですよね。

○山中委員長 よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第1号につきましては、このように変更しようということではよろしいでしょうか。

○池田（光）委員 これは、時期が迫っているのですけれども、なぜ今ごろになって通学区域の変更の案件が出てくるのですか。10月は今年の10月というこ

とですよ。

○**計画課長** 街区変更として今回の形が明らかになったのが今年7月24日です。内部処理を行って、今日になりました。

○**池田（光）委員** 実際に業者の人たちは、どこの小学校と決めているのですか。どちらかの学校に入れますという話をしていることになりませんか。

○**学校施設担当部長** そうです。

○**池田（光）委員** 区域が決まってから、その話を団地募集するときにするのですか。

○**学校施設担当部長** 指定変更区域になっていますので、その辺はどちらでも選べます。

○**池田（光）委員** どちらでも選べるような表現になるのですね。

○**学校施設担当部長** はい。

○**池田（光）委員** したがって、そんなに急ぐ変更の議論は要らなかったということですか。

○**学校施設担当部長** それもありますし、先ほど説明しましたように、街区の正式な変更が7月下旬であったという両方です。

○**山中委員長** 10月1日から入居が可能になることも影響していますか。

○**学校施設担当部長** 10月前にやらなければならないということでございます。もともと、4番は、いわゆる緑道と言いまして、人が住んでいないところでした。そういった意味では、この突き出たところが新たに住宅の増になるということで、今回、整理されております。

○**山中委員長** よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 議案第1号につきましては、提案どおり決定することにいたします。

それでは、議案第2号に入りますが、ここから後は公開しない議案となりますので、傍聴者の方は退席をお願いします。

以下 非公開